

総務庁長官 小里 貞利 殿

統計審議会会長 溝口 敏行

諮問第251号の答申

平成10年に実施される商工業実態基本調査（仮称） 及び通商産業省企業活動基本調査の計画について

通商産業省は、商工業に関する中小企業の多様な活動実態を横断的かつ総合的にとらえるため、新たな調査として平成10年に「商工業実態基本調査（仮称）」を計画している。また、商工業実態基本調査（仮称）は、同年に実施される「通商産業省企業活動基本調査」（指定統計第118号を作成するための調査）と調査の範囲及び調査事項について連携を図った上で実施することとなっている。

一方、「工業実態基本調査」（指定統計第93号を作成するための調査）及び「商業実態基本調査」（指定統計第98号を作成するための調査）は、新たに実施される商工業実態基本調査（仮称）に整理・統合されることに伴い、中止されることとなっている。

本審議会は、商工業実態基本調査（仮称）及び通商産業省企業活動基本調査の重要性にかんがみ、諮問第242号の答申「統計行政の新中・長期構想」を踏まえ、今回の計画全般にわたって慎重に審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

記

1 商工業実態基本調査（仮称）の枠組みについて

商工業実態基本調査（仮称）は、工業実態基本調査及び商業実態基本調査を整理・統合した上で調査事項を再編成し、両調査の対象業種のほか、飲食店を調査対象業種に追加して、中小企業に係る基本的事項を明らかにすることを目的として計画されている。

これまでの工業実態基本調査及び商業実態基本調査は、中小企業の実態を大企業との比較においてとらえる必要から、大企業をも調査の対象としていた。今回、商工業実態基本調査（仮称）の計画においては、ほぼ同時期に実施される大企業を対象とする通商産業省企業活動基本調査との間で調査対象企業の規模区分についての調整や調査事項の共通化を図り、通商産業省企業活動基本調査の対象ともなる企業については、同調査の調査票から必要な事項を転写することにより実査に代え、中小企業の実態を大企業との比較において明らかにする統計を提供することとしている。

このように、他の指定統計調査と共通調査事項を有する場合に、他の指定統計調査の調査票から必要な事項を転写することにより両調査の調査対象が重なる部分については

実査を行うことなく必要なデータを入手し、実査で得られる調査票と合わせて必要な統計を作成するという調査の仕組みは、統計調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減に資するのみならず、統計データの有効利用を推進する上でも有益かつ画期的な取組であり、高く評価できる。したがって、このような調査の仕組みは、今後、他の統計調査においても広く採用されることが望ましい。

商工業実態基本調査（仮称）は、基本的には工業実態基本調査及び商業実態基本調査という二つの指定統計調査を整理・統合したものであり、その結果作成される統計は我が国の中小企業の実態を総合的に把握する基本的な統計として統計体系上一層重要な位置を占めることとなるので、指定統計とすることが妥当と認められる。

なお、調査の名称については、二つの指定統計調査が整理・統合された経緯を踏まえ、「商工業実態基本調査」とすることが適当である。

2 平成10年に実施される商工業実態基本調査（仮称）について

(1) 平成10年に実施される商工業実態基本調査（仮称）の計画について

① 調査対象の範囲

調査対象は、日本標準産業分類F－製造業及びI－卸売・小売業、飲食店（中分類61－その他の飲食店に属するものを除く。）に属する事業所を有する企業としており、従来の商業実態基本調査が対象としていなかった飲食店（その他の飲食店に属するものを除く。）を有する企業が新たに追加されている。これについては、多様な中小企業の活動を横断的にとらえるものであり、また、飲食店を有する企業の追加により、平成4年調査をもって廃止された商業統計調査丙調査の飲食店に係る売上高等の情報が得られることとなり、妥当と認められる。

② 標本設計

標本としては、上記対象業種に属する事業所を有する約250万企業のうち約30万企業を抽出して実施することとしており、母集団情報として平成6年の「工業統計調査」（指定統計第10号を作成するための調査）及び「商業統計調査」（指定統計第23号を作成するための調査）の結果に基づく名簿等を利用することとしている。しかしながら、本調査が企業の改廃や業種転換が多いとされる中小企業を対象とする調査であることから、調査対象企業名簿の作成については、少なくとも最新の名簿情報である平成8年の「事業所・企業統計調査」（指定統計第2号を作成するための調査）の結果を使用することにより、新設企業を調査対象に含めるよう措置することが必要である。

③ 調査事項

調査事項については、多様化、多角化、国際化している中小企業の事業活動及び財務状況を把握するため、大企業との比較・対比が可能となるよう通商産業省企業活動基本調査と整合を図って工業実態基本調査及び商業実態基本調査の調査事項を再編成し、売上高及び営業費用、外注及び受注の状況、資産及び負債の状況、技術開発の状況、海外展開の状況等を設定しており、おおむね妥当と認められる。

しかしながら、従業者数に係る事項については、女性の就業比率の高い中小企業の実態をとらえるため「男女別」の区分を追加するとともに、「従業者1人当たりの売上高」などを正確に把握するため常時従業者以外の「その他の従業者」の区分を追加することが必要である。

なお、法人企業、個人企業あるいは飲食店を有する企業によって、調査事項の記入箇所数が異なるため、各報告者が円滑に調査票記入ができるよう、調査票の設計について工夫する必要がある。

(2) 今後の課題

① 対象業種の拡大

本調査は、中小企業の事業活動の基本的事項を総合的・横断的にとらえる第1回目の調査であるが、調査対象業種は製造業及び卸売・小売業、飲食店（その他の飲食店に属するものを除く。）に限定されている。しかしながら、本調査の目的及び企業統計整備の推進の観点から、調査対象業種について、今後、サービス業など他の産業分野への拡大についても検討する必要がある。

② 事業所・企業統計調査から得られた母集団情報の利用

今回調査の標本抽出及び調査対象企業名簿の作成に当たっては、平成8年事業所・企業統計調査の結果の利用について事前に十分検討されていなかったが、5年後の次回調査の際には、新設・改廃企業の的確な捕捉を行うため、事業所・企業統計調査の結果を最新の母集団情報として十分利用できるよう、関係省庁間で更に協議することが必要である。

③ 新設企業の把握

最新の母集団情報である事業所・企業統計調査の結果を利用しても、それ以降に新設された企業は把握できないので、変化の大きい中小企業の実態を的確に把握するため、次回調査においては、これら新設企業を捕捉する方策について検討する必要がある。

3 平成10年に実施される通商産業省企業活動基本調査の計画について

(1) 調査対象業種

今回調査から多角化し拡大しつつある企業の事業活動を的確にとらえるため、飲食店を有する企業を調査対象に追加することとしており、これについては、企業活動の実態が一層明らかになることから、妥当なものと認められる。

(2) 調査事項

調査事項については、商工業実態基本調査（仮称）と共通する事項が、本調査から転写されるため、売上原価の内訳として商品仕入高を追加する等調整を図っているほか、3年に1度の詳細調査事項として、環境問題への取組状況等を設定しており、おおむね妥当と認められる。

また、企業の研究開発活動の実態を的確に把握する等の観点から、有形固定資産の当期取得額の内訳として「研究開発関連当期取得額」を追加することが必要であるが、

その一方で、報告者負担に配慮して「有形固定資産の除却額」の「うち機械装置」を削除することはやむを得ない。

この追加項目については、従来から総務庁で実施している「科学技術研究調査」（指定統計第61号を作成するための調査）の調査項目と重複することから、報告者負担の軽減を図るため、同調査の全数調査部分である資本金10億円以上の企業については、同調査の調査票から必要な事項を転写することが適当である。

(3) 結果の集計等

本調査の集計表については、従来から、資本金規模別・従業者規模別等の基本的な集計表を中心に充実が図られてきているが、本調査が企業活動の実態を多角的に把握する情報量の多い調査であるところから、調査結果のより一層の活用を推進する観点から、クロス集計の充実、パネルデータによる集計・分析、企業や事業所を対象とする他調査を組み合わせた集計について検討する必要がある。